

# 新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について

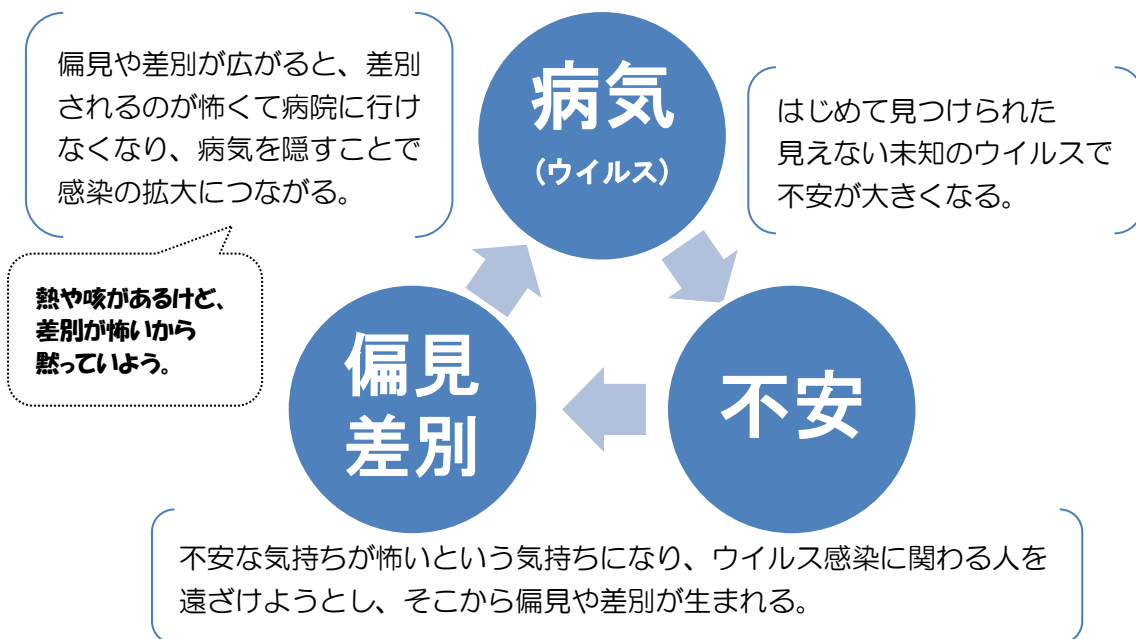
新型コロナウイルス感染症が拡大する中、誤解や偏見により、感染者、濃厚接触者、医療従事者とこれらの家族等に対する誹謗・中傷やいじめなどの人権侵害が起きています。

しかし、私たちが闘うべき相手はウイルスであり、人ではありません。

今こそ、私たち一人ひとりが自分も相手も大切に思う気持ちをもって行動し、この困難を乗り越えましょう。

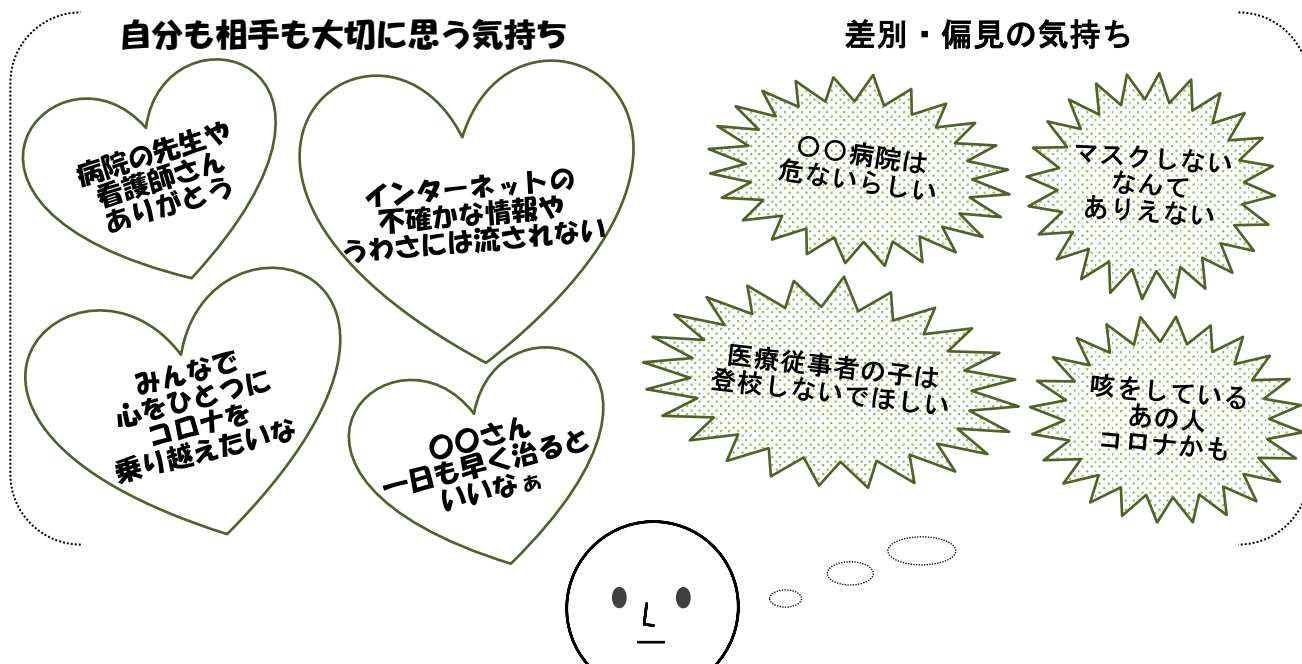
## 新型コロナウイルス感染症の3つの顔について

このウイルスには「3つの顔（病気・不安・差別）」があります。



※日本赤十字社「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！」を基に作成

## 自分も相手も大切に思う気持ちを育てましょう



# 新型コロナウイルス感染症に関する偏見・差別をなくしましょう

以下の3点につきまして、御家庭で取り組んでいただきますようお願いいたします。

## 1 感染者への差別やいじめは絶対にやめましょう

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気です。感染した人が悪いわけではありません。「もし自分だったら」、「もし自分の家族だったら」と自分のこととして考え、感染者を差別したり、いじめにつながることをしたりしないようにしましょう。

私たちが闘うべき相手は人ではなくウイルスです。安心して治療に専念できる地域社会をつくりましょう。

## 2 根拠のない情報やうわさに流され、自分から拡散しないようにしましょう

インターネットやSNSなどには、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報が流れていますが、中には不確かな情報や事実と反するデマ情報が含まれます。このような情報を流すことは、ときとして人の命まで奪うことがあり、プライバシーの侵害や人権侵害につながります。

感染者が1日も早く治ることを願うとともに、根拠のない情報やうわさに流され、自分から拡散しないようにしましょう。

## 3 人との心のつながりを大切にしましょう

感染を防ぐために人と人との距離を保つ必要はありますが、心のつながりは大切にしたいものです。不安になった時は、まわりの人に相談しましょう。心のつながりがあると、不安な気持ちがやわらぎます。

また、新型コロナウイルス感染症が拡がらないように懸命につくしているすべての人に感謝の気持ちを持ち、コロナ禍を乗り越えていきましょう。

### 人権相談窓口

- 特設人権相談【亀岡市】 TEL 0771-25-5018（人権啓発課）  
開設日：原則第2・第4月曜日 / 時間：13時30分～16時30分  
詳細については、亀岡市ホームページまたは人権啓発課へお問い合わせください。
- 人権問題法律相談【京都府】 TEL 075-741-6321  
開設日：第1・第3火曜日 / 時間：14時00分～16時00分（お一人20～30分程度）  
（11月のみ第1水曜日・第3火曜日）
- みんなの人権110番【法務省】 TEL 0570-003-110
- 子どもの人権110番【法務省】 TEL 0120-007-110  
開設日：月曜～金曜（祝祭日・年末年始除く） / 時間：8時30分～17時15分